



防災行政無線免許申請不備に対する

文書による注意について

標記の件について、令和4年9月2日付け、総務省関東総合通信局から本市に対し文書による注意がありましたので、取り急ぎ内容について下記のとおりご報告いたします。

なお、本件への対応及び今後の方針等については、後日改めてご報告させていただきます。

- **文書の内容** 「貴殿は、令和4年4月21日から同年6月7日までの間、48日間免許を受けずに防災行政無線局を開設してこれを運用した。この行為は、電波法(昭和25年法律第131号)第4条の規定に違反し、同法110条の罰則に該当するものであるが、特に情状を酌量して注意をすることにとどめることとしたので、今後このようなことがないように免許人として法令遵守と再発防止を図るよう厳重に注意されたい。」
- **その他** 日本電気株式会社(以下「NEC」)に対しても、総務省関東総合通信局から同日付けで概ね同じ内容の文書による注意があったとのこと。詳細については、NECコーポレートコミュニケーション部 TEL 03-3798-6511までお問い合わせください。

11 住み続けられるまちづくりを



【問い合わせ】

共創企画部防災・危機管理課

防災・危機管理担当

担当 星・横倉

TEL 0277-46-1111 (内線462・463)

(参考) 電波法

※第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

※第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 第4条の規定による免許(中略)がないのに、無線局を開設した者
- 2 第4条の規定による免許(中略)がないのに、(中略)無線局を運用した者